

事務連絡  
令和8年6月4日

(別記関係団体) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「「特定機能病院に関する事項について」の一部改正等について」について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、ご了知いただくとともに、貴団体会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

(別記)

国家公務員共済組合連合会  
社会福祉法人恩賜財団済生会  
社会福祉法人北海道社会事業協会  
公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会  
公益社団法人全国自治体病院協議会  
公益社団法人全日本病院協会  
総務省自治行政局公務員部福利課  
一般社団法人日本医療法人協会  
公益社団法人日本看護協会  
公益社団法人日本助産師会  
公益社団法人日本歯科医師会  
一般社団法人日本私立医科大学協会  
公益社団法人日本精神科病院協会  
一般社団法人日本病院会  
日本病院団体協議会  
公益社団法人日本薬剤師会  
全国厚生農業協同組合連合会  
日本赤十字社  
独立行政法人労働者健康安全機構  
独立行政法人国立病院機構  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
一般社団法人日本慢性期医療協会  
一般社団法人全国公私病院連盟会  
一般社団法人国立大学病院長会議事務局  
健康保険組合連合会  
公益社団法人日本歯科衛生士会  
公益社団法人日本歯科技工士会  
一般社団法人日本病院薬剤師会  
公益社団法人日本診療放射線技師会  
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会  
一般社団法人日本医療機器産業連合会  
日本製薬団体連合会  
公益社団法人日本臨床工学技士会  
一般財団法人医療関連サービス振興会  
一般社団法人日本衛生検査所協会  
一般社団法人日本病院寝具協会  
一般社団法人日本精神科看護協会  
防衛省人事教育局

公益社団法人全国老人保健施設協会  
国立研究開発法人国立がん研究センター  
国立研究開発法人国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター  
国立健康危機管理研究機構  
宮内庁長官官房秘書課  
法務省矯正局  
一般社団法人全国医学部長病院長会議  
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会  
一般社団法人米国医療機器・IVD工業会  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
一般社団法人日本医療安全調査機構  
公益財団法人日本医療機能評価機構  
公益社団法人日本産婦人科医会  
日本医学会  
一般社団法人日本看護系学会協議会  
日本歯科医学会  
一般社団法人日本医療薬学会  
一般社団法人医療の質・安全学会  
一般社団法人医療安全全国共同行動  
出入国在留管理庁出入国管理部警備課  
文部科学省高等教育局医学教育課



医政発 0604 第 3 号  
令和 8 年 6 月 4 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「特定機能病院に関する事項について」の一部改正等について

特定機能病院の業務報告につきましては、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知）に定める様式に基づき報告等を求めてきたところです。

また、令和 8 年 4 月 24 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 84 号。以下「改正省令」という。）が公布等され、改正省令の趣旨については「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和 8 年 4 月 24 日付け医政発 0424 第 7 号厚生労働省医政局長通知。以下「公布等通知」という。）において周知しているところです。

今般、公布等通知において、追って通知する予定としていた、特定機能病院の業務報告に係る様式について、別添 1 の新旧対照表のとおり「特定機能病院に関する事項について」（令和 8 年 4 月 24 日付け医政発第 9 号厚生労働省医政局長通知）を本日付けで改正することとしたため、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、管下医療機関、関係団体等に対し周知方お願いします。また、改正省令における医療安全に係る規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行されるものであることから、様式中の当該規定に係る項目については、令和 8 年度の業務報告においては報告を要しないことに留意されたい。

そのほか、公布等通知につきまして、一部に誤植がありましたので、別添 2 のとおり正誤表と修正後の全文を送付いたします。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。